

第1問 答案用紙<1>  
(企業法)

問題1	<p>令和6年7月11日は、本件株式併合の効力発生日前であることから、甲会社の株主である乙会社としては、甲会社に対して、<b>株式併合の差止請求（182条の3）</b>をすることが考えられる。</p> <p>単元株式数を定款で定めていない甲会社に対して、乙会社による株式併合の差止請求が認められるためには、以下の2要件を満たす必要がある（182条の2第1項柱書、182条の3）。</p> <p>① 株式の併合が法令又は定款に違反していること</p> <p>② 株式併合により株主が不利益を受けるおそれがあること</p> <p>この点、甲会社が、会社法所定の事項を記載した書面を本店に備え置くことをしなかったことは、182条の2第1項に違反しており、①の要件を満たす。</p> <p>さらに、株式併合により乙社が受け取る配当が10分の1に減少するとともに、議決権比率が約16.7%から約2%に低下するため、②の要件も満たす。</p> <p>以上により、乙会社による株式併合の差止請求は認められる。</p>
問題2	<p><b>種類株主総会決議不要の定款の定めがある場合、一定の事項が決議されたことにより、ある種類の種類株主に損害を及ぼすおそれがあるときは、反対株主にその有する種類株式の買取請求権を認め、投下資本の回収を可能としている（322条2項、116条1項）。</b></p> <p>令和6年7月1日の時点で、乙会社が甲会社に対して、本件優先株式の全部を買い取ることを請求するためには、以下の4要件を満たす必要がある。</p> <p>① 種類株主総会決議不要の定款の定めがあること（116条1項3号柱書かつこ書）</p> <p>② 種類株主に損害を及ぼすおそれがあること（同条1項3号柱書）</p> <p>③ 反対株主による請求であること（同条1項柱書、2項1号イ）</p> <p>④ 請求をする日が効力発生日の20日前の日から効力発生日の前日までの間であること（同条5項）</p> <p>まず、甲会社の定款には、ある種類の種類株主に損害を及ぼすおそれのあるときにおいて、種類株主総会の決議を要しない旨の定めがあるため、①の要件を満たす。</p> <p>次に、株式併合により乙会社の配当が減り、議決権割合が低下するため、②の要件を満たす。</p> <p>さらに、乙会社は、本件株主総会に先立ち、本件株式併合に反対する旨を甲会社に通知した上で、本件議案について、本件株主総会で反対しているため、③の要件を満たす。</p> <p>最後に、令和6年7月1日は、効力発生日の20日前である6月29日から効力発生日の前日である7月18日までの間であるため、④の要件を満たす。</p> <p>以上により、乙会社は、甲会社に対し、<b>株式買取請求に係る本件優先株式の数が1,500株であることを明らかにした上で（同条5項）、その全部を公正な価格で買い取ることを請求することができる。</b></p>

第2問答案用紙<1>  
(企業法)

問題1	対第三者責任に関する会社法の規定は、429条1項である。
	これは、取締役と直接の法律関係のない第三者に対して、第三者保護の観点から会社法が定めた特別の法定責任である。
	判例の立場において、①対第三者責任における悪意又は重大な過失の対象は、会社に対するその職務の任務懈怠についてであり、②対象となる損害は第三者に対する直接損害と間接損害を含み、③取締役の任務懈怠と第三者の損害との間に相当因果関係が認められることが必要であると解される。
問題2	取締役会設置会社である丙社において、平取締役Bが代表取締役Aの業務執行に関する監視義務を丙社に対して負う根拠は、取締役会には取締役の職務執行を監督する権限があること(362条2項2号)、平取締役もすべての取締役で組織される取締役会の構成員である(362条1項)ことにあると解する。
	監視義務の履行方法としては、取締役会の構成員として取締役会を招集し、あるいは招集を請求することによって(366条1項2項)、取締役会の監督権限を通じて平取締役が代表取締役の業務執行に関する監視義務を履行すると解する。
問題3	本件請求について429条1項の責任が適用されるためには、①取締役に悪意又は重大な過失による会社に対する職務の任務懈怠があり、②第三者に直接損害または間接損害が生じており、③取締役の任務懈怠と第三者の損害との間に相当因果関係が認められることが必要である。
	まず、①平取締役Bの悪意又は重大な過失による監視義務違反という任務懈怠の有無が問題となる。丙社ではここ数年取締役会が開催されていないが、平取締役Bの監視義務は取締役会上程事項に限定されず、代表取締役Aの業務執行全般に及ぶと考えられる。ところが平取締役Bは、内部通報により本件事実を知った後、本件事実を認めた代表取締役Aに対して懸念を伝えた以外に一切の措置を講じていない。しかし、平取締役Bは取締役会を招集し、あるいは招集を請求して監視義務を履行すべきであり、ここに任務懈怠があったといえる。
	ここで任務懈怠について悪意又は重大な過失があったかに関して、取締役会を招集したとして、一人株主でもある代表取締役Aの違法行為を阻止し得たとは断定できないが、代表取締役Aとの軋轢を避けるために取締役会の招集あるいは招集請求しなかったことは、監視義務違反に悪意又は重大な過失があったと考える。
	次に、平取締役Bが任務懈怠により阻止できなかった代表取締役Aの違法行為によって、②食中毒に罹患したDに治療費等の直接損害が生じており、③当該損害との間に相当因果関係が認められると考えられる。以上より、本件請求は認められる。